第3回理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会

資料3

平成29年10月30日

# 前回までの議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

1.	総単位数の見直しについて	 2
2.	臨床実習の在り方について	 9
3.	専任教員の要件の見直しについて	 2 5
4.	その他について	 3 2
<u>.</u>	中長期的な課題について	 3 3

## 1. 総単位数の見直しについて

(1) 高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築など、理学療法士・作業療法士を取り巻く環境の変化に伴い、<u>臨床実習などの必要なカリキュラムを追加するべきではないか</u>。

理学療法士		「人体と薬理」、「救急救命	ìの基礎」の』	必修化
	教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活		1 4	1 4
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の	発達	1 2	1 2
	疾病と傷害の成り立ち及び回	復過程の促進	1 2	14
	保健医療福祉とリハビリテー	ションの理念	2	2
専門分野	基礎理学療法学		6	6
	理学療法評価学	5	5	
	理学療法治療学		20	2 0
	地域理学療法学	4	<u>6</u>	
	臨床実習		1 8	22
	合 計		9 3	101

### (作業療法士の資格を有する場合)

	単位数 (現行)	単位数 (案)	
専門分野	基礎理学療法学	6	6
!	理学療法評価学	5	5
!	理学療法治療学	20	21
!	地域理学療法学	4	<u>5</u>
	臨床実習	1 8	22
選択必修分野		9	9
	合 計	6 2	68

#### (参 考)

理学療法士及び作業療法士法第11条第2号(理学療法士国家試験の受験資格)

作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、<u>二年以上</u>理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

## 「人体と薬理」、「救急救命の基礎」の必修化

作業療法士		「人体と楽埋」、「救急救命	の基礎」の場	公1161亿
教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活		1 4	1 4
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の	発達	1 2	1 2
	疾病と傷害の成り立ち及び回	復過程の促進	1 2	1 2
	保健医療福祉とリハビリテー	ションの理念	2	2
専門分野	基礎作業療法学		6	<u>5</u>
	<u>作業療法管理学</u>		_	<u>1</u>
	<u>基礎作業評価学</u>			<u>2</u>
	作業療法評価学		5	<u>3</u>
	<u>基礎作業治療学</u>			<u>4</u>
	作業 <u>療法</u> 治療学		20	<u>16</u>
	地域作業療法学		4	<u>6</u>
	臨床実習		1 8	22
選択必修分野	<u>総合作業療法学</u>		_	<u>2</u>
	合 計		9 3	101

### (理学療法士の資格を有する場合)

	単位数 (現行)	単位数 (案)	
専門分野	基礎作業療法学	6	<u>5</u>
	作業療法管理学	_	1
	<u>基礎作業評価学</u>	_	2
	作業療法評価学	5	3
	<u>基礎作業治療学</u>		<u>4</u>
	作業 <u>療法</u> 治療学	2 0	<u>16</u>
	地域作業療法学	4	<u>6</u>
	臨床実習	1 8	22
選択必修分野		9	9
	合 計	6 2	68

(参 考)

理学療法士及び作業療法士法第12条第2号(作業療法士国家試験の受験資格)

理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、<u>二年以上</u>作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

## (参考)他職種の状況

履修単位(3年課程)			
100単位	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師 (平成30年度~)		
99単位	柔道整復師(平成30年度~)		
9 7 単位	看護師		
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師		
9 4 単位	はり師きゅう師(平成30年度~)		
93単位	理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士		
85単位	あん摩マッサージ指圧師(平成30年度~)		

## 1. 総単位数の見直しについて

(2) 各養成施設によって、履修時間数に差ができていることから、<u>最低履修時間数を以下の</u> とおり定めてはどうか。

### 【ガイドライン】

### (改正イメージ)

○ 教育課程の編成に当たっては、●●単位以上で、●●●●時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。(追加)

#### (参 考)

○最低履修時間数を設定している職種

<b>職 種</b>	単位数	最低履修時間数
看護師	9 7 単位	3,000時間
言語聴覚士	93単位	2,835時間
柔道整復師	99単位	2,750時間
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	100単位	2,835時間

○学校、養成施設アンケート結果(抜粋) 履修時間数3000時間未満の割合 理学療法士 33.0% 作業療法士:26.6%

○平成11年改正前の時間数

理学療法士:2,990時間 作業療法士:3,020時間

## 1. 総単位数の見直しについて

(3) 臨床実習外における学修等を考慮し、<u>臨床実習の1単位の時間数について、以下のとおり見直してはどうか</u>。

### 【ガイドライン】

#### (現 行)

○ 臨床実習については、1単位を<u>45時間</u>の実習をもって構成すること。

#### (改正イメージ)

○ 臨床実習については、1単位を<u>40時間以上</u>の実習をもって構成することとし、<u>実習時</u>間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。

#### (参 考)

- ○臨床実習の1単位の時間数を45時間以外としている職種 言語聴覚士(40時間以上)
- ○単位の計算方法(ガイドライン)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲内で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

## 2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習の質を向上するため、<u>臨床実習施設の要件を以下のとおり見直してはどうか</u>。

### 【指 定 規 則】

(現 行)

〇 実習時間の3分の2以上は<u>病院又は診療所</u>において行うこと。

### (改正イメージ)

○ 実習時間の3分の2以上は<u>医療提供施設(医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設(除く薬局、助産所)をいう。</u>において行うこと。

ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。 また、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション(介護保険法第8条第5項に 規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーションをい う。)に関する実習を24時間1単位以上行うこと。

#### (参 考)

#### 医療法第1条の2第2項

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、 介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける 者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、 かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

### 【ガイドライン】

### (現 行)

○ 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に<u>近接していることが望ましいこと</u>。

### (改正イメージ)

- <u>養成施設は、自ら実習施設を置くことが望ましい。実習施設を置かない場合にあっては、</u> 契約により他の施設を確保しなければならない。そのうち少なくとも1か所の実習施設は 養成施設に<u>近接していること</u>。
- 実習施設として、医療提供施設の他、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援事業所等を適宜含めるよう努めなければならないこと。

(追加)

## 2. 臨床実習の在り方について

(2)臨床実習の質を向上するため、<u>臨床実習指導者の要件を以下のとおり見直してはどうか</u>。 また、<u>臨床実習指導者講習会(仮称)については、医師の「指導医講習会」を参考に基</u> <u>準を定めてはどうか</u>。

### 【ガイドライン】

### (現 行)

〇 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。

### (改正イメージ)

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後<u>5年以上業務に従事した者</u>であり、<u>かつ次のいずれかの講習会を</u>修了した者であること。
  - ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会(仮称)
  - <u>・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・</u> 言語聴覚士養成施設教員等講習会
  - 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

### (改正イメージ)

○ <u>早期見学実習については、養成施設の教員を、臨床実習指導者とすることができること</u>。 (追加)

### 臨床実習指導者講習会(仮称)の開催指針(案)

#### 第1 開催指針

- 1. 開催実施担当者
  - 次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。
- (1)講習会主催責任者 1名以上
  - ※講習会を主催する責任者
  - ※(2)との兼務も可
- (2)講習会企画責任者 1名以上
  - ※企画、運営、進行等を行う責任者
- (3)講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
  - ※企画、運営、進行等に協力する者
  - ※講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者
- 2. 講習会の開催期間
  - 実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。
    - ※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な 限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

### 3. 講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について 配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

#### 4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①~④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 理学療法士、作業療法士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

5. 講習会の修了 講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

#### 第2 講習会の修了証書

○ 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

#### 第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配 布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
  - ① 講習会の名称
  - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
  - ③ 開催日及び開催地
  - ④ 講習会主催責任者の氏名
  - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
  - ⑥ 講習会の目標
  - ⑦ 講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
  - ⑧ 講習会の概要(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

## (参 考) 他職種の状況

	臨床実習指導者の要件
看護師	担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、 <u>原則として厚生</u> 労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに 準ずるものが実施した研修を受けた者であること。(ガイドライン)
診療放射線技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。(ガイドライン)
臨床検査技師	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識を有する者として <u>5年以上の実務経験、業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。(ガイドライン)
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を受けた後 <u>5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者</u> で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。(ガイドライン)
臨床工学技士	各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として <u>5年以上の実務経験及び業績</u> を有し、十分な指導能力を有する者であること。(ガイドライン)
柔道整復師	教員の資格を有する柔道整復師、又は <u>5年以上実務に従事</u> した後に <u>厚</u> 生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」 を修了した柔道整復師。(ガイドライン)

#### (参 考) 理学療法士·作業療法士·言語聴覚士養成施設教員等講習会

〇開催場所:東京、大阪

○開催期間:約4週間(約132時間)

○対 象 者:教 員:原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者

臨床実習指導者:原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者

○主 催:医療研修推進財団、厚生労働省の共催(日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、

日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施)

#### (参 考) 臨床実習指導者中級·上級研修

○開催頻度:年2~4回程度 (平成25年度より実施 25~28年度受講者数:約330人)

○開催期間:初級:3時間程度 中級·上級:14時間程度 合計:17時間程度

○対 象 者:卒後5年以上

〇主 催:日本作業療法士協会

	<del></del>	<del>1</del>	
研修	対 象 者	目 的	主な内容
初級 研修 1日	・サブ・スーパーバ イザーを目指す ・卒後1~3年	・自己の臨床を振り返る ・臨床実習指導の基礎を 理解する	・ハラスメント ・リスク管理 ・コミュニケーション ・対人関係論 ・学生気質 ・レディネス など
	生涯教育現職者共通研	肝修「作業療法における協業	・後輩育成」と「職業倫理」に包含
中級 研修 1日	・サブ・スーパーバ イザー,スーパバ イザーを目指す ・卒後3~5年	・臨床実習指導に必要な 知識・技術を理解する	・コーチング法 ・参加型臨床実習 ・事例基盤型臨床実習 ・臨床実習計画の立て方 ・学生フィードバック方法 ・症例レポート指導 など
上級 研修 1日	・スーパーバイー・ 臨床実習の管理運 営者 ・卒後5年以上	・臨床実習指導の管理運 営に係る技術を理解す る	・組織活動 ・マネジメント ・コーチング法 ・全体的管理 など

#### (参考)他職種の講習会の例(医師)

- ○医師の臨床研修に係る指導医講習会(医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について(平成16年3月18日 医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知))
- ○いわゆる<u>ワークショップ</u>(参加者主体の体験型研修)<u>形式で実施</u>。指導医講習会の<u>開催期間は、原則として、2泊</u> <u>3日以上</u>で開催され、<u>実質的な講習時間の合計は、16時間以上</u>であること。
- ○指導医講習会におけるテーマは、<u>次の①~④に掲げる項目を必ず含むこと</u>とし、必要に応じ、⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。
  - ① 医師臨床研修制度の理念と概要(プライマリ・ケアの基本的診療能力を身につけることの重要性を含む。)
  - ② 医師臨床研修の到達目標と修了基準
  - ③ 研修プログラムの立案(研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成)
    - ・研修プログラムの立案にあたってのテーマとしては、例えば、以下の内容が考えられること。 医療の社会性、患者と医師との関係、医療面接、医療安全管理、院内感染対策、救急医療(頻度の高い救急 疾患の初期治療等)、地域医療(患者が居住する地域の特性に即した医療や病診連携等)、地域保健(保健 所等の役割や健康増進への理解等)、多職種協働(チーム医療)
  - ④ 指導医の在り方
    - ・指導医が身につけるべき指導方法及び内容としては、例えば、以下の内容が考えられること。 フィードバック技法、コーチング、メンタリング、メンタルケア、プロフェッショナリズム、根拠に基づいた医療(Evidence-based Medicine:EBM)、キャリアパス支援、出産育児等の支援体制
  - ⑤ 指導医及び研修プログラムの評価
  - ⑥ その他臨床研修に必要な事項

## 2. 臨床実習の在り方について

(3) 臨床実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比を以下の通り見直してはどうか。

### 【ガイドライン】

#### (現 行)

○ 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが 望ましいこと。

#### (改正イメージ)

○ 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが 望ましいこと。ただし、早期見学実習及び自ら実習施設を置き、実習施設と養成施設の十 分な連携が行われている場合においては、この限りではないこと。

## 2. 臨床実習の在り方について

(4)今回のアンケート結果を踏まえ、臨床実習の質を高めるために、<u>臨床実習について</u> 以下の規定を追加してはどうか。

### 【ガイドライン】

#### (改正イメージ)

- <u>臨床実習は、早期見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、早期見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。</u> (追加)
- <u>評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実</u> <u>習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。</u> (追加)

### 【ガイドライン】

### (改正イメージ)

- <u>臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。</u> (追加)
- <u>実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備</u> <u>えていることが望ましいこと</u>。 (追加)

## 2. 臨床実習の在り方について

(5) 臨床実習において、学生が実施できる範囲が不明確であるとの意見があることから、<u>臨</u> 床実習における学生の実施可能性範囲を、医師の「臨床実習検討委員会最終報告書」(平 成3年5月13日厚生省健康政策局)を参考に、以下のとおり示してはどうか。

○ <u>臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を</u> <u>得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において侵</u> 襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

<u>なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。</u>

#### (参 考)

○「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日厚生省健康政策局)抜粋 医学生に許容される医行為について、①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②医 学部教育の一環として一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うことを条件とするならば、医学生が医行為を 行っても、医師が医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、医学生が医行為 を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④患者等の同意を得て実施することとすれば、社会 理念から見て相当であると考えられる。

#### (参 考) 同意書の例

#### 診療参加型臨床実習同意書

当院では臨床実習生の診療参加型臨床実習を行っております。臨床実習生が診療を担当する診療チームに参加することへのご協力とご理解をお願いいたします。

1. 診療参加型臨床実習について

診療参加型臨床実習(以下、実習)とは、学生が診療チームの一員として加わり、診療の実際を学んでいくものです。学生はこの実習を通して医療専門職としての態度・技能を学び、より質の高い医療を社会に提供することにつながります。

- 2. 実習中の診療行為について
- 学生が実施できる行為は、あらかじめ限定されており、臨床実習指導者の下で行われます。
- 3. 医療事故などへの補償について

臨床実習生の診療に関連して、あなたの健康やプライバシーに何らかの影響を与える事象が発生した場合は、養成校および当院が真摯に 責任をもって対応いたします。

4. 他の臨床実習生の見学および交代について

実習において、担当以外の臨床実習生が一緒に診療に参加をさせていただくことがあります。また実習期間中に担当する臨床実習生が交代することがあります。

6. 拒否または同意の撤回について

あなたは、実習そのものを拒否することができます。また、実習にご同意いただいた後でも、随時撤回することができます。さらに、あなたの 状況や実習内容に応じて、いつでも臨床実習生の参加をお断りいただけます。いずれの場合でも、診療上の不利を被ることはございません。 その他、ご不明な点は遠慮なさらずお申し出ください。臨床実習指導者が適宜ご説明いたします。

#### 同意書

#### 〇〇〇〇〇〇病院長 殿

診療参加型学生実習について説明を受け、学生が私の診療に参加することに同意します。

	_	
Ŧ		
	$\vdash$	

あなたのお名前

※もしくは保護者/代理人のお名前 (続柄: )

#### 【説明参考資料】

### 診療参加型臨床実習の主旨について

診療参加型臨床実習の主旨は、学生が診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら、職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶことにある。教育上の主な特徴としては、以下の項目があげられる。

- ア)学生は教科書文献的知識だけでなく現場での思考法(臨床推論法)や実技、診療上や学習上の態度も含めて、療法士としての能力を総合的に学ぶ。
- イ)実際の患者さんや他の医療専門職を相手に業務を実体験しながら実践的に学ぶ。
- ウ)従って、学生が療法士としての知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶ相手は、広い意味では、患者さんならびに医師、看護職などの診療スタッフ全員である。
- エ)具体的には、ある患者さんの診療を通じて学生の指導にあたる臨床実習指導者および患者 さんの診療に直接的な責任のある療法士等は、その患者さんの診療業務のうち、学生の能 力に応じた役割を任せる。そして、学生の能力向上に応じてより高度な業務を任せることによ り、学生は、必要な知識・思考法・技能・態度を段階的に学ぶことができる。

(1)教員の質を確保するため、<u>専任教員の要件を以下のとおり見直してはどうか</u>。 また、<u>専任教員養成講習会(仮称)については、</u>現在行われている<u>「理学療法士・作業</u> 療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を参考に基準を定めてはどうか。

### 【指 定 規 則】→【ガイドライン】

### (現行)

○ 理学療法士・作業療法士である専任教員は、<u>免許を受けた後5年以上理学療法・作業療</u> 法士に関する業務に従事した者であること。

### (改正イメージ)

- 理学療法士・作業療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、理学療法士又は作業療法士として<mark>35年以上業務に従事した者で、大学において 教育の本質・目的、心身の発達と学修の課程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する 科目のうちから、合計4単位以上(以下「教育に関する科目」という。)を履修して卒業 したもの又は理学療法士・作業療法士として3年以上業務に従事した者で、大学院におい て教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができるこ と。</mark>
  - ア 理学療法士・作業療法士として5年以上業務に従事した者
  - <u>イ 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会(仮称)を修了した者、又は理学療法士</u> <u>の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。</u>

※専任教員養成講習会は、6ヶ月程度の講習会にするべきとの意見もあり

### (参考) 他職種の状況

	専任教員の要件
看護師	次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (ガイドライン)
診療放射線技師	診療放射線技師等である専任教員のうち <u>3人以上は、免許を受けた後</u> 5年以上法第2条第2項に規定する業務を業として行った診療放射線 技師であること。(指定規則)
臨床検査技師	医師等である専任教員のうち <u>少なくとも3人は、免許を受けた後5年以上法第2条に規定する業務を業としておこなった臨床検査技師</u> であること。(指定規則)
柔道整復師	柔道整復師の免許を取得してから <u>5年以上実務に従事した経験を有し、</u> かつ、厚生労働大臣が指定した教員講習会を修了した者(指定規則)

#### (参 考) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

○開催場所:東京、大阪

○開催期間:約4週間(約132時間)

○対 象 者:教 員:原則、免許取得後5年以上の実務経験を有する者

臨床実習指導者:原則、免許取得後3年以上の実務経験を有する者

○主 催:医療研修推進財団、厚生労働省の共催(日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、

日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の協力を得て実施)

#### (参考)他職種の講習会の例(柔道整復師)

○柔道整復師専科教員認定講習会(公益社団法人全国柔道整復師学校協会)柔道整復師学校養成施設指定規則第2条第6号及び別表第2の規定に基づき厚生労働大臣が指定したもの。

〇開催場所:東京、大阪

○開催期間:6月~10月の土・日曜日、祝日

· 教職教育科目:68時間 · 専門基礎科目:88時間

· 専門科目 : 7 2 時間 合計: 2 8 8 時間

○修了試験:全科目の講習が修了し、所定時間数の5分の4以上出席した者に対して修了試験を実施

(2) 臨床実習の質の向上を図るため、<u>以下のとおり臨床実習の進捗管理等を行う専任の実習</u> 調整者を配置することとしてはどうか。

### 【ガイドライン】

#### (改正イメージ)

○ <u>養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を</u> <u>行う者(実習調整者)として、専任教員から1名以上配置すること</u>。 (追加)

#### (参 考)他職種の状況

#### (看護師)

- 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。
- 実習調整者となることのできる者は、1(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。※1(1)から(4)・・・・専任教員の要件

#### (柔道整復師)

- 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。
- (参考)学校、養成施設アンケート結果(抜粋)
  - ■臨床実習施設との調整について専属の者を配置している施設

理学療法士: 64. 1% (184施設) 作業療法士: 64. 3% (128施設)

(3) 専任教員の要件を見直すに当たり、<u>大学設置基準第12条を参考に、以下のとおり専任教員の定義を明確化してはどうか</u>。

### 【ガイドライン】

### (改正イメージ)

- 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。(追加)
- 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。(追加)
- <u>専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする</u>。 (追加)
- (参考)大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)
  - 第12条 教員は、一つの大学に限り、専任教員となるものとする。
    - 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
    - 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。
- (参 考)全日制課程と定時制課程の専任教員の兼業が認められている職種

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士

(ガイドライン)

全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることができること。

29

(4) <u>専任教員の人数及び1人1週間あたりの担当授業時間数は、今回の改正による影響等を</u> <u>踏まえ検討を行うこととしてはどうか</u>。

#### (参考)他職種の状況

	履修単位数	一学級の定員	専任教員数	加算人数
100単位	あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師	30人以下	6名以上	30人增+2名
99単位	柔道整復師	30人以下	6名以上	30人増+1名
9 7 単位	看護師	40人以下	8名以上	(120人を超える場合) 3 0 人増十1名
0.5.光代	診療放射線技師	10人以上50人以下		
95単位	臨床検査技師	10人以上50人以下	6名以上 1学	
	理学療法士 作業療法士	40人以下		1学級増+3名
9 3 単位	視能訓練士	10人以上50人以下		
	義肢装具士	10人以上40人以下		
	言語聴覚士	10人以上30人以下	5名以上	

<del>(4)<u>専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数を、以下のとおり見直して</u>はどうか。</del>

### 【ガイドライン】

(現 行)

○ 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう<u>10時間</u>を標準とすること。

### (改正イメージ)

<del>- 〇 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう<u>15時間</u>を標準 ---とすること。</del>

※「15時間に見直すべき」との意見もあり

#### (参 考)他職種の状況

1人1週間あたりの 担当授業時間数	職種
15時間	看護師、臨床検査技師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧 師・はり師・きゅう師、柔道整復師
1 0 時間	<u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u>
規定なし	診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士

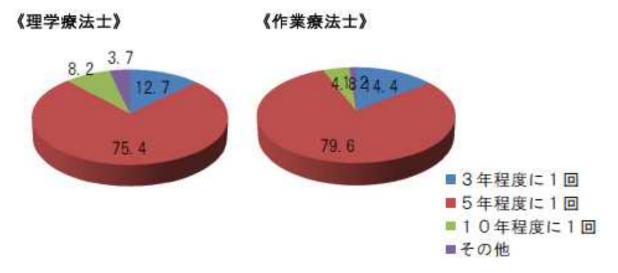
## 4. その他について

(1)養成施設の質の確保を図るため、以下のとおり<u>第三者による外部評価を義務付けてはどうか</u>。

### 【ガイドライン】

#### (改正イメージ)

- <u>養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、<del>7</del>5年以内ごとに第三者による評価</u> <u>を受け、その結果を公表すること。</u>(追加)
- (参 考)学校、養成施設アンケート結果(抜粋) (第三者評価の評価頻度)
  - ■評価頻度



- (参考)学校教育法第109条に基づく認証評価機関による評価の期間
  - ·大学 ···· 7年以内
  - ・専門職大学院を置く大学 ・・・・ 5年以内

## 5. 中長期的な課題について

### ■理学療法士・作業療法士養成の修業年限

### (主なご意見)

- 6年制で教育を行っている国もあり、4年制にするべきと考える。3年制の施設は ものすごく大変であり、単位数を増やせば3年制の施設は負担になる。今後の在り方 を示すべき。
- 4年制の養成については、医療職全体のバランスや役割、他の関連職種に対する影響も見極めて議論する必要がある。

#### (今後の対応<案>)

○ 今回の見直しによる影響等を検証のうえ、医療職全体のバランス等を踏まえて、 検討することとしてはどうか。